

平成25年2月22日

測量・設計等業務委託に係る前払制度の実施について

次のとおり、測量・設計業務委託契約において、受注された方の円滑な資金運用に資するため、前払制度を実施することにしますのでお知らせいたします。

記

1 実施内容

項目	説明
対象業務	1件50万円以上の公共工事に係る測量・調査・設計・監理業務
前払金の額	契約金額の3割以内 (ただし、債務負担行為による複数年契約で年度毎の支払い限度額が設定されている場合は、当該年度支払限度額の3割以内)
手続について	<ul style="list-style-type: none">公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証書を添付し、市に請求書を提出。 なお、振込先口座は、前払金用専用口座とすること。市は、請求書を受理した日から14日以内に支払い。前払金については、業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する経費以外の支払に充当しないこと。

2 実施時期

平成25年3月1日以後に発注する案件から適用。